

## 240. 博物館，公民館……(昭和52～56年)

公民館は条例によるものであって県に報告された数である。

年 月 日	博 物 館		公 民 館			
	博 物 館	博物館相当施設	計	本 館		分 館
				330 m <sup>2</sup> 以上	330 m <sup>2</sup> 未 満	
昭和 52. 7. 1	11	5	253	136	36	81
53. 5. 1	11	5	254	140	42	72
54. 7. 1	12	5	268	156	38	74
55. 7. 1	13	5	281	166	39	76
56. 7. 1	14	7	277	189	31	57

資 料 教育庁文化課，社会教育課